

自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載又は証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

この預金には、小切手その他の証券類の受入れはできません。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条及び第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳記載又は証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合及び第11条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率

(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上2年未満

約定利率 × 20%

③ 2年以上3年未満

約定利率 × 40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5.(預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を当組合に提出してください。ただし、証書が定期預金取扱票の場合にあっては、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当組合に提出してください。また、この場合、解約代り金は、原則として普通預金口座に入金します。

6.(届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳・証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

(3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に当組合に届出てください。

(4) 前3項までの届出事項に取消又は変更等が生じたときも同様に当組合に届出て

ください。

(5) 前4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

(1) 払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この預金の払戻しについては、組合所定の方法により預金者本人であることが確認できる場合は、印鑑照合を省略してお支払いたします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金及び通帳・証書は、譲渡又は質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (解約等)

次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳・証書が発行されている場合には通帳・証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務者が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認めら

れる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2 0 2 4 . 1 1 . 1 現在)